

平成30年2月臨時会

# 議案説明資料

警察本部

## 平成30年2月臨時会議案説明資料目次

【予算関係以外】

警察本部

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成30年1月10日専決)	監察課	1
	(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成30年1月10日専決)	監察課	2

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について  (1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について  (平成30年1月10日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由  法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成30年1月10日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要  (1) 和解の相手方  倉吉市広栄町941番地5  株式会社衣笠商会 代表取締役 衣 笠 一 彦</p> <p>(2) 和解の要旨  県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金106,618円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要  ア 事故発生年月日  平成28年12月20日 午後5時頃  イ 事故発生場所  東伯郡北栄町弓原地内  ウ 事故の状況  鳥取県警察本部刑事部捜査第一課兼米子警察署所属の職員が、捜査用務のため小型乗用自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、赤信号により停止していた和解の相手方所有の軽貨物自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p>&lt;参考&gt;  ・ 損害賠償額 106,618円  うち、保険支払額76,618円、県費支出額30,000円（免責額3万円）  ・ 県側車両損害額 0円（修理不要）</p>

件名	議会の委任による専決処分の報告について (2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成30年1月10日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由          法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成30年1月10日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要          (1) 和解の相手方              米子市 個人          (2) 和解の要旨              県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金42,907円を支払うものとする              こと。          (3) 事故の概要              ア 事故発生年月日                  平成29年8月9日 午後8時45分頃              イ 事故発生場所                  米子市八幡地内              ウ 事故の状況                  鳥取県米子警察署所属の職員が、地域用務のため軽特種自動車（パトカー）を運転中、駐車場内で後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損害賠償額       42,907円              うち、保険支払額12,907円、県費支出額30,000円（免責額3万円）</li> <li>・ 県側車両損害額   84,413円</li> </ul>